

技能実習生に対する適正な労災保険給付の確保に向けた法務省入国管理局と厚生労働省労働基準局との間の情報連携に関する確認書

法務省管在第7151号
厚労省基補1027第1号
平成29年10月27日

法務省入国管理局入国在留課長

丸 山 秀 治

厚生労働省労働基準局補償課長

荻 原 俊 輔

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の施行に伴い、技能実習法の所管省庁である法務省入国管理局（以下「入国管理局」という。）と労働者災害補償保険法の所管省庁である厚生労働省労働基準局（以下「労働基準局」という。）との間で、下記のとおり、技能実習法施行前の技能実習制度の適用を受ける技能実習生（以下「旧制度の適用を受ける技能実習生」という。）に対する適正な労災保険給付の確保に関し適切な運用を図るため、必要な情報連携に関する措置を講ずることについて確認する。

記

1 基本方針

入国管理局は、労働基準局に対し、保有する情報のうち、旧制度の適用を受ける技能実習生に対する適正な労災保険給付の確保に関して必要な情報を提供するものとする。

2 入国管理局が行う措置

入国管理局は、労働基準局に対し、旧制度の適用を受ける技能実習生に係る技能実習実施困難時届のうち死亡事案に係る届の提出がなされた場合には、エクセル、ワード又はPDFのいずれかの保存形式により記録した電磁的記録媒体（CD-R等）により、当該情報をその都度提供するものとする。

3 労働基準局が行う措置

労働基準局は、入国管理局から提供を受けた情報について、技能実習生に対する適正な労災保険給付の確保を目的として利用するものとし、その他の目的で利用すること

や、他者に提供することは行わないものとするほか、情報の機密性を保持するものとする。

4 その他

本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、入国管理局入国在留課長と労働基準局補償課長が、その都度協議の上、決定するものとする。

5 適用

本確認書の適用の開始日は、平成29年11月1日とする。